

議案第 9 号

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町介護保険条例の一部を改正する条例

箱根町介護保険条例（平成 12 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項第 1 号中「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第 12 条第 2 項第 1 号中「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。